

## いばらき童子くん キャラクター利用規約書

### ○ 使用に関して

- ・キャラクターを使用する1ヶ月前までには必要書類を、ご提出ください。
- ・デザイン等の著作権は「いばらき童子くん」キャラクター管理団体（茨木商工会議所・茨木市観光協会・茨木青年会議所）に帰属します。そのため、デザイン等を使用する場合には必ず事前に申請（様式 第1号）を行い、許可を受けてください。
- ・キャラクターの使用に関しては、管理団体に所属していることが条件となります。ただし、特例として各団体が使用を許可すると判断した申請に関しては、使用許可となります。
- ・所属している団体を退会されると、キャラクターデザインの使用不可（有料・オリジナルデザイン含む）となりますので、ご注意ください。
- ・申請時に使用許諾申請書及び使用品をイメージできる資料（様式 第2号）を事務局に提出してください。
- ・「いばらき童子くん」の商標権は取得しておりません。既に、菓子類や酒類で取得はされております。本プロジェクトは、キャラクターデザインの使用に関する事業となります。よって、商品名に「いばらき童子くん（茨木童子）」というネーミングを付けるには、商標権の確認をご自身でお願い致します。商標権をめぐるトラブルに関しましては、管理団体は一切の責任を負いませんので、商品名に使用する際にはご注意ください。
- ・食品類・危険物・その他表示が必要を判断した場合は、製造物に対する責任所在を明らかにする表示が必要となります。

### 【表記例】

『この製造物は、「いばらき童子くん」のキャラクター管理団体が製造したものではなく、キャラクター管理団体は本商品に何ら責任を負うものではありません。』

- ・申請許可後、申請内容に変更が生じたときは、速やかに報告してください。
- ・申請された事業目的以外に使用が発覚した場合は、キャラクターのイメージを著しく傷つける行為と見なし、使用許可を取消す場合もあります。  
※（印刷・プリント等において、データを渡した外注業者による同様の行為が発覚した場合も含む）
- ・使用する大きさに制限はありません。
- ・申請者が「いばらき童子くん」のオリジナルデザインを発注する場合、色見本をお送りします。指定された配色を厳守してください。
- ・既存デザインで申請された場合、画像の加工等を行うことは認められません。お送りするデータのまま使用してください。
- ・原則として、キャラクターの形や色を変えて使用することは認められません。  
しかし事業遂行上、やむを得ず変更したい場合は、申請時にその旨と見本を添付してください。
- ・キャラクター管理団体は、申請品が完成したのちに、損害・被害・トラブルなどが発生しても、一切責任を負いません。

### ○オリジナルデザインについて

- ・申請者がデザイン発注をする場合は、完成イラストを資料（様式 第4号）として提出していただき、管理団体が使用の可否について審査をいたします。
- ・管理団体にオリジナルデザインの制作発注依頼をする場合、別途制作料が発生します。申込用紙（様式 第3号）をご提出していただき、イラスト製作を致します。イラスト製作において、ラフイラスト提出後においては、キャンセルが出来ません。また、制作料の完納後に返金いたしませんのでご了承の上でお申込ください。
- ・ポージングの修正は基本的にできませんので、ポージングを決められてからの依頼をお願い致します。大幅なポージングを希望される場合は、別途料金が発生する場合がございます。
- ・修正回数は最大3回とし、以降の修正は別途作成料が発生する場合もございますので、修正依頼をする際には、検討の上で修正依頼をお願い致します。
- ・イラスト請求書は、イラスト制作者名義にて発行となり、茨木商工会議所の名義ではありません
- ・茨木商工会議所を退会される際には、オリジナルデザインの使用ができません。ご了承のうえで制作となります。

### ○ 使用許諾できない場合

次の場合は使用許諾いたしません。

- ・デザイン等のイメージを損なう恐れがあると認められるとき。
- ・立体物でその形状等がデザイン等の立体物と認められないとき。
- ・宗教的行事、宗教的活動、政治活動、ギャンブル事業等に使用するとき。
- ・宗教や政治的思想を表現するもの
- ・その他デザイン等の使用が適当でないと認められるとき。

### 《使用禁止例》

以下のような使用は禁止しますが、実際の使用にあたってはお問合せください。

- ・使用許可申請の際に記載した使用内容以外の用途への使用
- ・縦・横比を変えるなどキャラクターを変形すること
- ・キャラクターの図形の一部分を省略しているもの
- ・デザインマニュアルで示した指定色以外を使用しているもの

### ○ 申請内容の中止

- ・承認後にキャラクター使用を中止する場合は、使用許諾中止届（様式 第8号）を、申請団体に提出してください。

### ○ 使用許諾の取り消し

- ・使用条件に違反した場合、または申請書の内容に虚偽があることが明らかになった場合は、使用許諾を取り消します。申請者は直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行ってください。

○ 使用申請

- ・下記書類を各1部、郵送・持参・メール・FAXのいずれかにて所属されている管理団体に、ご提出ください。各管理団体が 申請受理後に、別途必要書類をお送りします。

【申請時必要書類】:「いばらき童子くん」デザイン等使用許諾申請書(様式 第1)

○使用申請書の提出後について

- ・提出のあった申請書を各管理団体にて審査を行います。
- ・審査の後使用を許諾する場合は、「いばらき童子くん」デザイン等使用許諾書(様式 第9号)を送付しますので、保管してください。
- ・使用を許諾できない場合は、受付団体から「いばらき童子くん」デザイン等使用不許諾通知書(様式 第10号)によりその理由とともに通知します。

[申請書提出先(受付団体)]

- ・各申込団体にご提出ください
- ・申請に関する問い合わせ当は、各自が申請をする受付団体へ問合せください

茨木商工会議所

〒567-8588 茨木市岩倉町2-150 立命館いばらきフューチャープラザ 1F

TEL:072-622-6631 FAX: 072-622-6632 Email: info@ibaraki-cci.or.jp